新潟県バドミントン協会規約

昭和 35. 3.13 改正
44. 3. 2 改正
46. 2.28 改正
47. 2.27 改正
49. 3.10 改正
50. 3. 9 改正
平成 9. 3.20 改正
10. 3.22 改正
13. 3.20 改正
17. 3.21 改正
18. 3.21 改正
21. 3.20 改正
23. 3.21 改正

第 1 章　名称及び所在地

第 1 条　本会は新潟県バドミントン協会と称する。

第 2 条　本会は新潟県内に事務局を置く。

第 2 章　目的及び事業

第 3 条　本会は県内バドミントン競技団体の中枢機関となり、バドミントンの健全なる普及を図り、併せて県民体位の向上に寄与することを目的とする。

第 4 条　本会は前条の目的を達成する為、次の事業を行なう。

① 競技の指導並びに普及
② 県選手権大会並びにその他の競技会の開催
③ 全日本選手権大会及び国民スポーツ大会等への選手派遣
④ (公財)日本バドミントン協会、並びに(公財)新潟県スポーツ協会にそれぞれ加盟し、連絡を緊密に図る
⑤ (特)新潟バドミントン・プロモーションが行なう事業への協力並びに役員の派遣
⑥ バドミントンに関する調査、研究資料の収集、印刷物及び機関誌の発行
⑦ その他本会の目的を達成する為に必要な事項

第 3 章　組織

第 5 条　本会は本会の趣旨に賛同する県内の競技団体及び個人を以って組織する。但しアマチュアに限る。

第４章　加盟及び登録

第６条　加盟団体及び個人加盟者は加盟金を納入するものとする。加盟団体に属する者及び個人加盟者は、加盟登録規定により登録しなければならない。加盟登録規定は別に定める。

第５章　役員

第７条　本会に次の役員を置く。

会長　　１名
副会長　若干名
理事長　１名
副理事長　若干名
理事　　若干名
代議員　加盟団体　各１名
監事　　２名

第８条　会長、副会長は総会に於いて選任する。

会長は本協会を代表し会務を総理し、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。尚、必要あるときは、副会長の中から会長代行を置くことができる。

理事は総会の推選により会長が委嘱する。

理事長、副理事長は理事の互選により会長が委嘱する。

理事長は会長の指示をうけ、会務を掌握する。副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるとき、その職務を代行する。理事は会務を分掌する。

代議員は加盟団体を代表し総会において重要事項の審議にあたる。

監事は総会の議を経て会長が委嘱する。監事は会計を監査する。

専門委員長は総会の議を経て会長が委嘱する。

第９条　本会は必要に応じ、総会の議を経て名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は会長の諮問に応じる。

第 10 条　役員の任期は２年とし、再選をさまたげない。補充役員の任期は前任者の残任の期間とする。

第６章　機関

第 11 条　本会の機関は総会、理事会及び専門委員会とし、必要に応じて特別委員会を置く。

第 12 条　総会は会長、副会長、理事、監事、代議員、個人加盟者で構成し、次の事項を審議する。

① 事業及び収支決算の報告並びに承認
② 予算の編成並びに事業計画
③ 規約の改廃

④ 役員の選出
⑤ 加盟金及び登録料の決定
⑥ その他の重要案件

第 13 条　理事会は会長、副会長、理事を以って構成し、総会より委任された事項の審議及びその執行を分掌する。

第 14 条　専門委員会は専門委員を以って構成し専門事項を審議し、意見を理事会に提出する。又、理事会の委任をうけた事項を執行する。専門委員会の規定は理事会の決議により別に定める。

第 15 条　特別委員会は会長または理事長の要請により会を組織し、その運営執行にあたる。

第 16 条　総会は毎年１回、会長が招集し、又、必要に応じ臨時総会を招集することができる。

理事会は必要に応じ、会長が招集し、専門委員会は委員長が招集する。

第 17 条　総会及び理事会の議長は会長があたり、専門委員会は委員長があたる。

第 18 条　本協会の機関は構成人員の２分の１以上の出席を以って成立し、その決議は出席者の過半数を以って決し、可否同数の場合は議長が決す。

第 7 章　経費及び会計

第 19 条　本会の経費は加盟団体の加盟金、登録料、寄附金、補助金、その他の収入を以ってこれに充てる。

第 20 条　本会の会計年度は毎年４月１日に始り、翌年３月３１日を以って終る。

第 8 章　支部

第 21 条　支部の区画は次の通りとする。

下越支部　新発田市、阿賀野市、胎内市、村上市、聖籠町、関川村、粟島浦村
新潟支部　新潟市、五泉市、阿賀町
県央支部　三条市、燕市、加茂市、田上町、弥彦村
長岡支部　長岡市、南魚沼市、十日町市、魚沼市、見附市、小千谷市、湯沢町、津南町、出雲崎町
柏崎支部　柏崎市、刈羽村
上越支部　上越市、糸魚川市、妙高市
佐渡支部　佐渡市

第 22 条　支部に関する事項は支部の定める規約による。

附則

1. 本規約施行に必要な細則は別に定める。
2. 本規約は平成 23 年 4 月 1 日より実施する。